

I キャリア形成促進助成金(制度導入コース)の概要

1 人材育成の重要性

グローバル化による市場環境の変化、IT技術の変化などによる事業活動の新陳代謝スピードの速まり、事業活動の先行きの不確実性の高まりなど、企業を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、これらの環境の変化に伴い、成果主義的な要素を取り込んだ処遇制度や、長期雇用以外の雇用形態の導入など、従業員の雇用管理の方法も変化しています。

企業がこれらの変化に対応し、永続的に発展・成長していくためには、人材育成を積極的に実施し、個々の従業員の職業能力やモチベーションを高め、生産性を向上させることが重要です。

キャリア形成促進助成金は、これらの背景のもと、人材育成に取り組む事業主を支援する助成措置として創設した制度です。

本活用マニュアルには、制度の概要や具体的な活用方法などを記載しています。ぜひご覧いただき、本助成金の活用をご検討ください。

2 キャリア形成促進助成金(制度導入コース)とは？

キャリア形成促進助成金(制度導入コース)は、事業主が継続して人材育成に取り組むために、以下のいずれかの人材育成制度を新たに導入し、その制度を被保険者に適用(その制度に基づき人材育成を実施)した場合に、一定額を助成する制度です。

※ 助成金の対象となる人材育成制度

教育訓練・職業能力評価制度*1	労働者に教育訓練や職業能力評価を実施する制度 ※ 詳細は28P~43P、44P~64Pをご覧ください。
セルフ・キャリアドック制度	労働者に定期的にキャリアコンサルティングを実施する制度 ※ 詳細は66P~83Pをご覧ください。
技能検定合格報奨金制度	労働者に技能検定を受検させ、合格者に報奨金を支給する制度 ※ 詳細は84P~91Pをご覧ください。
教育訓練休暇等制度	労働者に教育訓練休暇制度又は教育訓練短時間勤務制度を取得させる制度 ※ 詳細は92P~97Pをご覧ください。
社内検定制度	労働者の職業能力を検定する制度を開発し、労働者に計画的に受検させる制度 ※ 詳細は98P~104Pをご覧ください。

*1 ①教育訓練を実施する制度、②職業能力評価を実施する制度、③教育訓練と職業能力評価の双方を実施する制度が対象となります。

3 助成額・適用人数

○ 助成額

次の5つの助成メニューを、組み合わせて活用することができます。

教育訓練・職業能力評価制度導入助成	中小企業50万円・ 中小企業以外25万円
セルフ・キャリアドック制度導入助成	
技能検定合格報奨金制度導入助成	
教育訓練休暇等制度導入助成	
社内検定制度導入助成	

○ 適用人数

導入・適用計画届提出時における企業全体の雇用する被保険者数に応じて最低適用人数以上の人数を適用してください。

雇用する被保険者数	最低適用人数
50人以上	5人
40人以上50人未満	4人
30人以上40人未満	3人
20人以上30人未満	2人
20人未満	1人

※ 助成メニューを組み合わせて活用するケースの例（雇用する被保険者数50人の事業主甲の場合）

甲の被保険者A～Eの5人を各制度に適用し、制度導入助成を受給することができます。

中小企業が、教育訓練・職業能力評価制度とセルフ・キャリアドック制度を導入し、それぞれの制度を、同じ被保険者A～Eに適用するケース

⇒ 助成額100万円

（内訳）教育訓練・職業能力評価制度助成（教育訓練制度と職業能力評価制度を導入し実施した場合）：制度導入助成50万円

セルフ・キャリアドック制度助成：制度導入助成50万円

5つの助成メニューそれぞれについて助成を受けることができます。